

# 令和8年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費のお知らせ

青梅市教育委員会

青梅市では、市内に居住し、小・中学校に通学するお子様がいらっしゃる御家庭で、経済的な理由で教育費の支出が困難な場合、教育費の一部援助を行っています。

また、特別支援学級（固定）に通学しているお子様がいらっしゃる御家庭に対しても、国の特別支援教育就学奨励費補助金にもとづき、教育費の一部を援助しています。

## 1 援助を受けられる方

同居する家族全員の前年中（令和7年1月1日から同年12月31日まで）の総所得の合計額が基準額を下回る方（基準額の目安は下記参照）

認定基準		※給与所得の場合の目安			
世帯人数	家族構成 (令和7年12月31日時点の御年齢)	就学援助費所得基準		特別支援奨励費所得基準	
		持ち家	家賃5万円の場合	持ち家	家賃5万円の場合
2人	親(40歳)、子(9歳)	約165万円	約225万円	約399万円	約549万円
3人	親(40歳)、子(4歳、9歳)	約203万円	約263万円	約493万円	約643万円
3人	親(35歳、40歳)、子(9歳)	約219万円	約279万円	約533万円	約683万円
4人	親(35歳、40歳)子(4歳、9歳)	約245万円	約305万円	約618万円	約768万円
5人	親(35歳、40歳)、子(9歳、11歳、14歳)	約317万円	約377万円	約833万円	約983万円

- ※ 所得とは、給与所得の方は源泉徴収票の給与所得控除後の金額を、確定申告をされた方は総収入額から必要経費を引いた金額のことをいいます。
- ※ 上記の基準はあくまで目安です。家族構成、年齢、家賃等により基準額は異なります。
- ※ 認定基準に該当するかどうか、電話や窓口で事前に回答することはできませんので御承ください。
- ※ 特別な事情（離職、休職、被災等）がありお困りの方は、教育委員会学務課まで御相談ください。

## 2 申請手続き

### 申請時の注意点・申請方法

- ※ 申請は毎年度必要です。昨年度に認定を受けた方も改めて申請をお願いします。
  - ※ 兄弟姉妹がいる場合、同一世帯全員の申請を1回で行ってください。
  - ※ 申請後、内容の修正等が必要な場合は再度申請せず、直接、教育委員会学務課まで必ず御連絡ください。
- 次のいずれかの方法で申請 ※学校での受付はできません。**

(1) 電子申請（以下の二次元コードまたはURLから申請ページへ）



※ 令和8年1月2日以降に青梅市に転入された方  
別途、書類提出が必要となります。裏面「4 必要書類」を必ず御確認ください。

URL▶ <https://logoform.jp/form/LaiY/599545>

(2) 御家庭で電子申請ができない方（通信環境や機器がない等）  
市役所3階学務課窓口で申請（土日祝日除く午前8時30分から午後5時まで）

### 申請期限

**令和8年4月30日（木）**

※ 期限後も申請は随時受け付けていますが、原則、過去にさかのぼっての支給はできませんので、申請忘れのないよう御注意ください。

## 3 審査結果および費目について

### 結果通知

- ・ 4～6月の申請者…7月上旬～中旬頃に審査結果の通知を発送
- ・ 7月以降の申請者…申請月翌月に審査結果の通知を発送

### 支給月・ほか

- ・ 認定された場合は、9月末・2月末・翌年4月末に、申請時に指定された保護者口座に振り込みます。
- ・ 教材費等の納付が免除されるものではありません。納付金については在籍校の指示に従って納付願います。
- ・ 援助を受けられる費用の中で未納があった場合は、当該金銭を受けるべき者に支払い、保護者への支給に代える場合があります。
- ・ 同居の御家族の変更や転居等、申請内容に変更が生じた場合は、必ず教育委員会学務課へ届け出てください。  
修正の申請がない場合、受給資格を取り消すことがあります。

## 4 必要書類

次の要件に該当する方のみ、必要書類等を御用意ください。

### 賃貸物件にお住いの方

▶家賃の金額、契約者（借主）、契約期間がわかる書類

【例】● 賃貸借契約書

※ 申請時点で契約期間が切れている場合は、更新契約書が必要です。

※ 契約者が別世帯の方であるが、実際に居住している方が家賃を支払っている場合には、家賃の振込明細が確認できるものも必要です。

● 令和8年度公営住宅の使用料決定通知等

※ 住宅ローン、共益費、駐車場代は家賃として算定しません。

※ 家賃証明の添付がなくても申請できますが、その場合、審査は「持ち家」の基準で行われます。

### 令和8年1月2日以降に他市から青梅市に転入された方

▶以下のいずれかの書類を市役所3階学務課窓口へ提出 ※ 証明等がなくても申請は先に受け付けます。

※ 電子申請の後、別途、下記の書類提出が必要です。

(1) 世帯全員分の令和8年度（令和7年分）の住民税の「(非)課税証明書」

(2) 「個人番号（マイナンバー）利用に関する同意書」（学務課窓口にて取得）

※ 個人番号を利用して、令和8年1月1日時点でお住まいの自治体に課税情報を照会させていただくための同意書です。

※ 個人番号の確認のため、以下の①または②の書類を窓口にて御提示ください。

① 個人番号カード（マイナンバー）

② 個人番号確認書類（通知カード、個人番号記載の住民票等）と本人確認書類（運転免許証、パスポート等）

### 特別支援教育就学奨励の対象児童生徒（固定学級在籍）で障害者手帳を所持している方

▶所持している障害者手帳の氏名、顔写真、現住所、認定期間が分かるもの

## 5 援助の内容・金額

### 就学援助

費 目	支給対象	支給額			
		1学期	2学期	3学期	年間計
学用品費	小学1年	4,230円	4,230円	3,170円	11,630円
	小学2～6年	5,060円	5,060円	3,780円	13,900円
	中学1年	8,270円	8,270円	6,190円	22,730円
	中学2、3年	9,090円	9,090円	6,820円	25,000円
給食費、移動教室費、校外活動費、修学旅行費	実施学年	実 費			
修学旅行支度金	実施学年	7,700円			
特別扶助費	小学1年（入学前に受給していない場合のみ/9月下旬支給）				64,300円
	中学1年（入学前に受給していない場合のみ/9月下旬支給）				81,000円
	小学6年（中学入学前の3月に支給）				81,000円
通学費	該当者のみ	別に定めた基準から算出した額を支給 ※特別支援学級に在籍し通学費の支給を希望する方は、「通学届」を学校に提出してください。 ※通学に要した交通費の領収書・定期券等は学校に提示してください。			

\* 青梅市立小中学校以外に就学されている方は、別に定める限度額までが支給対象となります。

### 特別支援教育就学奨励費

費 目	支給対象	支給額
学用品費、校外活動費、修学旅行費、修学旅行支度金、特別扶助費	実施学年	上記就学援助の約半額 ※小学6年に対する特別扶助費の支給はありません。 ※宿泊を伴う校外活動は支給対象外
通学費	該当者のみ	別に定めた基準から算出した額を支給 ※審査の結果、認定基準を超える場合も支給されます。

## 6 問合せ先および提出先

〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市教育委員会学務課学務係（市役所3階）  
電話番号 0428-22-1111（内線 2361）